

■ a. 設計方針

設計方針

■ 災害時の機能維持に優れ、安全性の高いシンプルな庁舎

- 防災の拠点として、地震や浸水などの自然災害に対して、安全な計画をするとともに、災害発生時においても、災害対策機能を保持するため、3日間を目標にライフラインが維持できる計画とします。
- 官庁施設に求められる耐震安全性Ⅰ類(重要度係数1.5)を最低条件として捉え災害拠点としての構造・機能を備えた計画とします。
- 地震に強いシンプルな箱型の整形とし安定性の高い、構造計画とします。各階フロアの充分な視認性を確保することで、安全な避難や早期の災害対応を可能とします。

■ だれもが利用しやすく、来庁者に優しい庁舎

- ユニバーサルデザインにより、すべての人に優しい庁舎を計画します。風除室、縦動線、トイレなどをわかりやすい位置に配置し、明快な動線とすることで、使い勝手の良い庁舎を目指します。
- 執務室エリアと一般エリアは動線分離を基本とし、管理運営上のセキュリティを考慮したゾーニング計画とします。
- 執務エリアは関係各課を集約配置し、相互連携もしやすい計画とします。

■ 効率的な機能性及び、見通しやすさ、将来変更の柔軟性に優れた事務空間

- 印刷室や、給湯室、職員共有室は執務エリアに近接配置させ、効率の良いゾーニング計画とします。
- 執務エリアに極力柱を設けないことで、窓口カウンターからの見通しが良く、職員間の連携や、将来のレイアウト変更にも対応しやすい計画とします。

■ 蓬田村の地域特性を用いたデザイン

- 蓬田村の気候風土を考慮のうえ、機能性をもった外観デザインとします。
- 内部デザインや内装仕上材は、県産・地場産材による木材を取り入れ、優しさと温かみのある空間構成とします。使用木材の寸法や天井の高さなどヒューマンスケールにより構成することで、来庁者にとって居心地の良い空間を実現します。

■ LCC（ライフサイクルコスト）（注1）削減を目指した、環境配慮型庁舎

- コンパクトな形状によりメンテナンス範囲を縮小、将来的な改修・設備更新も容易としLCC（ライフサイクルコスト）を低減します。
- LED照明器具や、便所等における超節水型衛生機器の採用により、機器更新費用や水光熱費用を削減します。

■ 利用目的に合わせて村民活動スペースとして活用

- 階段、エレベーター、執務室との間を区画するセキュリティラインを設ける事で、夜間や休日に村民ホールを活用した村民協働活動が可能な計画とします。
- 新庁舎の西面に村民広場を設けます。普段は村民憩いの場やイベント会場として利用し、災害時には防災拠点となります。

■ b. 関係法令への対応

以下 関係法令に適合

	法令 条項	概要
	法第19条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第3章第2節 令第3章第5節	敷地の衛生及び安全 構造部材等
	法第20条 令第3章第6節 令第3章第7節の2 令第3章第8節（第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算等による場合に限る。）	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 構造方法に関する補則 構造計算
	法第21条	大規模の建築物の主要構造部
	法第22条	屋根
	法第23条	外壁
	法第24条の2	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置
	法第28条	居室の採光及び換気
	法第31条	便所
	法第32条	電気設備
	法第34条 令第5章第2節 令第5章第3節 令第5章第4節 令第5章第6節	昇降機 廊下、避難階段及び出入口 排煙設備 非常用の照明装置 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等
	法第35条	無窓の居室等の主要構造部
	法第35条の3 令第2章第2節 令第2章第3節 令第109条の2の2 令第112条 令第114条	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法 階段 主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角 防火区画 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁
	法第36条 令第129条の2の4（第2号に限る。） 令第2章第4節（第32条及び第35条を除く。） 令第115条 令第129条の2の5 令第129条の2の6 令第5章の4第2節	建築設備の構造強度 便所 建築物に設ける煙突 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造 换気設備 昇降機
	法第37条	建築材料の品質
	法第63条	屋根
	法第64条	外壁の開口部の防火戸
	法第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限
	法第86条の7 令第137条の2	構造耐力関係
	消防法 第17条	消防用設備等の設置
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項	開発行為の許可（ただし、当該地は事務処理市町村として第34条の2第1項に基づく協議成立による開発許可）
	都市計画法 第37条	開発行為に関する工事完了公告前の建築の承認
	農振法（昭和44年法律第58号）第13条	農業振興地域整備計画の変更（農振除外）
	農地法（昭和27年法律第229号）第5条	農地転用許可
	水道法	
	浄化槽法	
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	